

富山県立大学教務委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学に教務委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 全学委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1)教育課程及び授業に関すること
- (2)試験及び単位認定に関すること
- (3)その他教務の実施に関する重要事項

(組織)

第 3 条 全学委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1)副学長（教育研究担当）
- (2)副学長（コンプライアンス担当）
- (3)各学部の学部長
- (4)学生部長
- (5)第 11 条第 1 項に規定する学部委員会委員長
- (6)教養教育センター長
- (7)その他学長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 全学委員会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 全学委員会に委員長を置き、副学長（教育研究担当）をもって充てる。

2 全学委員会に副委員長を置き、副学長（コンプライアンス担当）をもって充てる。

(運営)

第 6 条 委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 全学委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は非公開とする。
- 5 全学委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、全学委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を全学委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(学部委員会)

第8条 全学委員会の下に学部ごとに学部教務委員会（以下「学部委員会」という。）を設置する。

2 学部委員会は、第2条に規定する審議事項のうち当該学部に係る事項を調査審議する。

3 全学委員会は学部委員会の議決をもって全学委員会の議決とすることができる。

(学部委員会の組織)

第9条 学部委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(学部委員会委員の任期)

第10条 学部委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の学部委員会委員の任期は前任者の残任期間とする。

(学部委員会の委員長等)

第11条 学部委員会ごとに学部委員会委員長（以下「学部委員長」という。）を置き、学長が学部委員会委員のうちから指名する。

2 学部委員会ごとに学部委員会副委員長（以下「学部副委員長」という。）を置き、学長が学部委員会委員のうちから指名する。

(学部委員会の運営)

第12条 学部委員長は、当該学部委員長が所属する学部委員会を招集し、その議長となる。

2 学部委員長に事故があるときは、学部副委員長がその職務を代行する。

3 学部委員会は、学部委員会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議は非公開とする。

5 学部委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、学部委員会の議決により公開することができる。

6 学部委員会の運営に関するその他必要な事項は、学部委員会が別に定める。

(学部委員会委員以外の者の学部委員会への出席)

第13条 学部委員長が必要と認めるときは、学部委員会委員以外の者を学部委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年富山県条例第 3 号）に基づき廃止される前の富山県立大学教務委員のうち、学科ごとに選出された委員で平成 26 年 4 月 1 日に委員に就任した者の任期は、第 4 条本文の規定にかかわらず平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし再任を妨げない。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日に施行する前の富山県立大学教務委員会規程第 3 条（3）の規程に基づき、学科ごとに選出された委員で平成 30 年 4 月 1 日に委員に就任した者は、第 9 条に規定する別表中の工学部欄（3）に定める学部委員会委員とみなし、その任期は、第 10 条本文の規定にかかわらず平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 4 月 1 日に施行する前の富山県立大学教務委員会規程（以下「改正前規程」という。）第 9 条別表中工学部欄（3）に定める委員として令和 5 年 4 月 1 日に就任した者で、その選出元の学科が機械システム工学科、電気電子工学科、環境・社会基盤工学科、生物工学科又は医薬品工学科の場合は、令和 6 年 4 月 1 日に施行後の富山県立大学教務委員会規程（以下「改正後規程」という。）第 9 条別表中工学部欄（3）で定める委員とみなし、若しくは選出元の学科が情報システム工学科、情報システム工学科の場合は、改正後規程第 9 条別表中情報工学部欄（3）で定める委員とみなし、その任期は第 10 条本文の規定にかかわらず令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 改正前規程第 9 条別表中工学部欄（3）に定める委員として令和 5 年 4 月 1 日に就任した者で、その選出元が教養教育センターの場合は、改正後規程第 9 条別表中工学部欄（3）で定める委員とみなし、その任期は第 10 条本文の規定にかかわらず令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 改正前規程第 9 条別表中看護学部欄（3）又は（4）に定める委員として令和 5 年 4 月 1 日に就任した者は、改正後規程第 9 条別表中看護学部欄（3）又は（4）に定める委員とみ

なし、その任期は、第10条本文の規定にかかわらず令和7年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 5 令和6年4月1日以降も、同日に施行する前の富山県立大学学則第3条で置かれている工学部知能ロボット工学科及び情報システム工学科に属する学生が引き続き在学することになる状況等に鑑み、工学部及び情報工学部の学部委員会は、当面の間、原則として合同で開くこととする。

別表（第9条関係）

工学部	情報工学部	看護学部
(1) 工学部長	(1) 情報工学部長	(1) 看護学部長
(2) 学生部長（工学部教員の場合）又は工学部教員の副学生部長（学生部長が工学部教員ではない場合）	(2) 学生部長（情報工学部教員の場合）又は情報工学部教員の副学生部長（学生部長が情報工学部教員ではない場合）	(2) 看護学科長
(3) 工学部の各学科が選出した委員2名 （うち1名は教授とする。）	(3) 情報工学部の各学科が選出した委員2名 （うち1名は教授とする。）	(3) 看護学領域ごとに選出した委員1名
(4) 教養教育センターが選出した委員1名（教授とする。）	(4) 教養教育センターが選出した委員1名	(4) 教養教育センターが選出した委員1名
(5) その他学長が委員に指名した工学部又は情報工学部の教員	(5) その他学長が委員に指名した工学部又は情報工学部の教員	(5) その他学長が指名した看護学部の教員

工学部の委員は、情報工学部の委員として兼務することを可とする。また、情報工学部の委員は、工学部の委員として兼務することを可とする。